

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年11月 5日

近畿地方整備局長 布村明彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、河川用ゲート設備の維持管理について、コストと危機管理を両立させた効率的・効果的な維持管理方策の検討を行うものである。また、河川用ゲート設備は常に確実かつ安定した稼働が不可欠であるため、出水時においても被害を最小限にとどめるための危機管理の観点から、設備の適切な管理運用方策の検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、河川用ゲート設備について熟知しているだけでなく、河川管理施設に対する信頼性を技術的に評価・検証する能力と維持管理に関して豊富な経験と高度な専門知識を有している必要があり、さらに防災及び危機管理対策における先導的な技術力を有していることが必要であることから、(財)国土技術研究センター(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1)業務名 河川用ゲート設備の効率的な維持管理手法に関する検討業務

(2)業務内容

効率的な維持管理手法の検討

マニュアルの試行に伴う維持管理上の課題等について全国的に調査し、整理・とりまとめを行い提言を踏まえたマニュアル作成のための検討を行う。

- ・ 試行で出された課題に基づく検討
- ・ 設備診断手法の検討

設備の危機管理対策の検討

平成18年度作成の提言を踏まえ、危機管理を考慮した設備の適切な管理運用方策の検討を行う。

- ・ 点検手法の検討(質の向上:致命的故障の発見)
- ・ 致命的危機への対応方策の検討

(3)履行期限 平成20年3月20日

3. 業務目的

河川用ゲート設備は洪水被害等の軽減を図る上で重要な役割を担い、常に確実かつ安定した稼働が不可欠であるが、近年は直轄管理している河川用ゲート設備の多くが老朽化し、

今後更なる維持管理・更新に要する費用が増加すると予想される。これらを背景にコストと危機管理を両立させた効率的な維持管理を行い、高い信頼性を確保するため平成16年度から効率的・効果的な維持管理方策の検討を行っており、平成18年度に「河川用ゲート設備点検・整備・更新検討マニュアル(素案)」を作成した。

本業務では、このマニュアル(素案)の試行に伴う維持管理上の課題等と基にマニュアルを作成するものである。さらに、危機管理に関する今後の方向性と対策についてまとめられた「堰・水門等河川用ゲート設備の危機管理対策の推進(提言)」を踏まえた設備の適切な管理運用方策の検討を行うものである。

4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1) 基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

河川用ゲート設備について熟知しているだけでなく、河川管理施設に対する信頼性を技術的に評価・検証する能力と維持管理に関して豊富な経験と高度な専門知識を有し、さらに防災及び危機管理対策における先導的な技術力を有していること。

3) 業務執行体制に関する要件

本業務を執行するために必要な(2)で規定する「資格要件」「業務実績」を有する技術者が適正に配置可能なこと

4) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、どちらか1件以上の受注実績を有している者。

同種業務 : 平成14年度以降に元請けで受注し完了した河川用ゲート設備のコストと危機管理を両立させた維持管理方法の検討業務

類似業務 : 平成14年度以降に元請けで受注し完了した河川用機械設備のコストと危機管理を両立させた維持管理方法の検討業務

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

1) 資格要件

次のいずれかの【資格要件】を満たすものを管理技術者として配置できること。

ア) 技術士(建設部門)の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。ただし、平成14年度以降の合格者の場合には、13年以上の実務経験を有する者。

イ) R C C M(河川、砂防及び海岸・海洋)の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

ウ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあったもので、技術士(建設部門)の資格、又はR C C M(河川、砂防及び海岸・海洋)の資格を取得している者。

エ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の経験を3年以上有すること。

2) 業務実績

下記に示される同種又は類似業務について、どちらか1件以上の受注実績を有している者。

同種業務 : 平成14年度以降に元請けで受注し完了した河川用ゲート設備の維持管理方策の検討業務

類似業務 : 平成14年度以降に元請けで受注し完了した河川用機械設備の維持管理方策の検討業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎一号館7階

国土交通省近畿地方整備局 企画部 施工企画課 機械設備係

TEL: 06-6942-1141 FAX: 06-6942-4439

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成19年11月5日から平成19年11月14日まで

(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は10時00分から16時00分まで)

交付場所

(1)に同じ。

交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限

平成19年11月15日(木)17時00分

提出場所

(1)に同じ。

提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限:

平成19年12月6日(水) 16時00分

(4) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。